

会報

第 122 号

国立大学協会

昭和 63 年 11 月

(第38卷第4号 通卷第122号)

会報

第 122 号

11
月号

国立大学協会事務局

●エッセー

留学生問題と日本の大学……………神戸大学長 新野幸次郎 3

事業報告

●諸会議議事要録(昭和63年7月～9月)

第2常置委員会(7.26)…………… 11

昭和64年度国立大学入学者選抜における留意事項について
中国引揚者等子女特別選抜措置に関するその後の経過について
昭和63年度共通第1次学力試験の総得点等に関する資料の提供について
昭和64年度第2次試験実施日程の特例措置について
「新テスト」のための「準備協議会」の審議状況について
昭和65年度入学者選抜について

(第64回)入試改善特別委員会(7.8)…………… 13

いわゆる「新テスト」に関する検討結果の報告について
いわゆる「新テスト」についての要望事項について
昭和65年度第2次試験の実施日程について
第2常置委員会との関連事項について
委員の交代について

(第65回)入試改善特別委員会(8.1)…………… 15

報告事項(いわゆる「新テスト」に関する検討結果の報告のその後の取扱い
について/準備協議会の審議状況について)
昭和65年度入試における定員一部留保第2次募集の試験日程について
国立大学における大学入試センター試験の利活用について

医学教育に関する特別委員会(9.26)…………… 17

医学教育をめぐる最近の動向について
討議すべき課題について

教養課程に関する特別委員会(9.16)…………… 19

大学審議会の審議状況について
「報告書(案)」のまとめについて

●諸 会 合(昭和63年7月～9月末までの開催会議)…………… 22

要望書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書…………… 23

その他

学長等の異動…………… 24

●編集後記

留学生問題と日本の大学

神戸大学長 新野幸次郎

*

わが国は、今や、フロウとしての国民所得に関するかぎり、世界経済の中で極めて大きな比率を占めるようになり、一人当りの国民所得はアメリカのそれをこえるようになってきた。さらに、かつて世界最大の債権国であったアメリカがこの数年間に逆に巨額の債務を抱えて悩むようになったのに代って、わが国が世界最大の債権国になった。貿易収支や経常収支の黒字も世界で最も大きな国になった。こうした事態の展開に伴って、われわれは好むと好まざるとに拘わらず世界の国々からある一定の国際的役割を期待され、要請されるようになった。これに対応して、わが国の各分野で、「世界とともに生きる日本」になるためには、どのような変革をしなければならないかが真剣に議論され、検討されはじめた。日本の大学も、いうまでもなく、その例外ではない。

日本の大学が世界中の最高級の大学と肩を並べられるようにするための課題は、実に多い。その中で、量的に比較可能で、誰にでも判り易い課題の一つとして現在採りあげられているのは、留学生の問題である。すなわち、周知のように、わが国が受け入れている留学生の数は、国民所得の大きさや総人口の大きさからみても他の国々に比べてきわめて少ない。アメリカが35万人、フランスが13万人、西ドイツでも7万人、イギリスでも5万人近い留学生を受け入れているのに、わが国は、この数年間急増対策をとってなおかつ辛うじて2万2千人強でしかない(いずれも概数表示にしている)。21世紀までには、フランス並みにまで増加させようという目標も掲げられ、そのための対策も次第に強化されつつある。ことに最近では、ひとり中央政府だけでなく、地方自治体や民間の諸団体や篤志家

個人の方々による留学生に対する配慮が強化されつつあり、留学生を受け入れているわれわれ大学人としては、こうした配慮に心から感謝したいと思う。とくに、兵庫県・神戸市をはじめとする多くの地方公共団体、ライオンズ・クラブやYMCA、YWCAなどのほか、商工会議所・経済同友会など経済諸団体や篤志家のみなさんのご協力で、昭和61年12月に全国に先駆けて留学生交流推進会議を設立し、その成果をうけとることができるようになった神戸大学としては、この機会に紙面をおかりしてお礼を申し上げることをお許し願いたい。

しかし、わが国の変化は、いずれの分野でも余りにも急速すぎて、それに対する準備が十分といえないものが多い。留学生問題もその例外ではない。まず第1に、宿舎の問題をとりあげてみよう。毎年平均、20%から30%近い比率で増加する留学生のために、政府もいま国際交流会館のような形で留学生用宿舎の増設に努力しており、この不備を、地方公共団体や民間企業や諸団体および篤志家個人などで補って頂いてはいる。しかし、国民全体が兎小屋に住んでいると批判されるわが国では、留学生用の宿舎もきわめて不十分である。多くの国立大学では、家賃の低廉な留学生会館の利用を、1年もしくは2年に限定して留学生に利用させざるを得ない状況にある。また、留学生諸君の国際交流、とくに、日本人学生との交流という点では、これらの留学生会館に日本人学生と一緒に居住するということが望まれるにもかかわらず、留学生宿舎の絶対的不足のためにそれも出来ない実状である。これでは、生活面での国際化が困難になるばかりか、下手をすると外国人留学生を孤立化させるだけに終る危険性もある。その点、民間企業のいくつかは、その社宅ないし寮の一部を留学生諸君のために開放して頂くのは有難いことであるが、できれば学生同志で生活できるようになれば、感性豊かな日本人学生の国際化のためにも有益であることはいうまでもない。



これと関連して附記しておきたいこともある。それは、留学生諸君の住宅問題や地域住民と日本人学生との心の交流問題を考えると、留学生を大都市周辺の大学に集中的に受け入れるのではなく、全国各地に分散させることを考えるべきではないかという提案である。この提案は、今年の1月から小渕内閣官房長官が設けられた「地域レベルの国際交流を考える会」で大河原元駐米大使や柳谷元外務次官などによってなされたものである。これは誠に卓見である。しかし、留学生の多くが大学院生であることを考えると、この提案を稔りあるものにするためには、私が上記の会の報告書にもふれさせて頂いたように、地域の大学の大学院の強化が行われることが必要となる。

次に、留学生対策として益々強化されつつある奨学金問題についても考慮しておかねばならないことがある。その一つは、国費留学生の奨学金の大きさの問題である。一部の人々は、わが国の国費留学生のための奨学金（17万7千500円）が、世界でも金額としてはきわめて高いものであるという。しかし、これは決して自慢できることではない。なぜなら、住居費や飲食費が外国に比べて何割か高く、しかも、その住居費についてもかなりの金額の敷金のようなものを要求されることになるわが国では、その実質価値は単純に現在の為替レートで換算した名

目価値ほど高くはないからである。わが国政府は、国費奨学金の名目価値の大きさではなく、その実質価値の高さを自慢できるような経済政策を運営することが望まれる。これは、ひとり外国人留学生のためにだけでなく、すべての日本人学生にとっても必要なことである。

なお、わが国への留学生の80%強が私費留学生であることを考えると、かれらに対する各種奨学金の補強は何よりも重要な課題となることは言うまでもない。幸いにして、最近では地方自治体や民間諸団体による私費留学生への奨学金が増強されつつあるが、しかし、私費留学生については、他方において受け入れの仕方と受け入れ体制そのものの再検討も必要であることを指摘しておかねばならない。すなわち、国際交流の波の中で、一部の大学などでは、留学生の数をあたかも国際化の指標として受けとめ、十分な対応策を保障することなく受け入れているものもあるという声もないではない。留学生が定員外として受け入れられて、それに対する十分な教員数や教育補助者や施設・設備の補強が行われていないことも注意を要する点である。

これらの事と関連して、いまわが国の大学にとって最も緊急の課題となっている留学生の教育体制、とくに大学院での教育の充実について検討しておくことが望まれる。いま、わが国では、はじめにのべたように、留学生の受け入れが急速に増加している。また、大学間の国際交流協定のとりきめやその折衝も多く、私たちが外国の大学長と会う機会も多い。しかし、こういう方とお話をして考えさせられることが多い。それは、こういう学長さんの子供さんたちの殆どが、たとえば、日本への留学生の多い中国の場合でも、日本にではなくて、欧米諸国へ留学されていることである。その原因は、国によっても異なり、また、研究分野やテーマによっても異なっていて、決して単純ではない。しかし、つい先日

あるところで留学生の会が開かれ、そこで「私たちをお客様扱いをしてほしくない」という発言があった。そのねらいは、「私たちは何よりも夫々の専門分野の研究をしに来たのだから、宿舎や奨学金のことはともかく、一番大切な勉学体制の充実をしてほしい」ということにあった。これは、私たちににとって最も痛烈な要請であると覚悟しなければなるまい。

周知のように、外国の多くは、日本とは違った意味で資格社会である。そこでは修士とか、博士とかいった称号は、そのまま就職機会とその社会的地位と直結している。ちなみに、アメリカでは、有名大学のビジネス・スクールを優秀な成績で卒業したMBAは、二十代の若さでそのまま一流会社の部長・副社長に迎えられ、一般社員もそれを当然のこととして容認している。したがって、かれらにとって、どのような学位をどこの大学でとるかは生き死にの問題でもある。そのためには、大学院の課程については、どうすれば学位がえられるかが明確に示されているだけでなく、夫々の学位に相応しいカリキュラムとその学習成果が保障される教育が行われることが要請される。

そのためには、例えば、アメリカの大学院の場合、特定の学位をうるためのコア・カリキュラム（必須科目）が設定され、その学習効果をあげるために授業や宿題や実験・実習が厳しく課せられ、その教育成果をあげるために、ティーチング・アシスタントが利用されている。よく知られているように、そのコア・カリキュラムをパスできない学生は、遠慮なく進学を拒否される。逆に言えば、一定の学位をえた学生は、それなりの水準の能力を保障されることになる。これに似た学部、大学院レベルでのイギリスのエクスターナル・エグザミナー制度も考慮に値する。すなわち、イギリスでは、夫々の科目の試験問題とその採点評価について当該教員の所属する大学以外の大学教員に外部試験官になって貰い、その評

価をうけることになる。したがって、どの大学卒であれ、ある科目をパスしたものは、最低共通の能力をもったものと評価されることになる。このことは勿論、こうした制度が、そのまま直ちにわが国に導入されてうまくゆくことを意味しない。

しかし、これらは留学生を今後大量に引き受けようとしているわが国にとって重要な問題を提起している。わが国の大学院は、私が関係している経済学の分野でも、殆どのところで、十分に検討されたコア・カリキュラム制をとっている訳ではない。それどころか、大学院によっては、大学院学生用の特別の講義科目を開講せず、学部学生用の講義を大学院科目に読みかえているところもあるようである。もしこういう課程で学んだ留学生が修士課程を終了して母国に帰国したとしても、アメリカの大学院修了者と比較されると、一部の留学生もいうように、日本への留学生の方が低く評価されるということになりかねない。しかも、この危険性はひとり経済学の領域だけのことではないらしい。自然科学系の大学院でもそのような危険性があるという人も多い。

もしそうだとしたら、私たちは国際化の波の中で、日本の大学、とくに大学院のカリキュラムや教育体系や教育方法について抜本的な再検討を迫られているといわねばならない。もっとも、外国の制度をそのまま導入することにするならともかく、わが国に即した教育体系や方法をどのようなものとするかは極めて難しい問題を含んでいる。ちなみに、アメリカ流をそのまま導入するとするなら、助手やティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントを利用して、教授自らの研究の補助を図るとともに、学部および大学院生の教育にあたらせることとなる。ところが、周知のようにアメリカの大学では、助手やティーチング・アシスタントなどの俸給・手当などの諸経費は、教授が政府諸機関ととり結ぶ研究契

約金や各種財団等から受け入れる助成金ないし補助金の中から支払われるのが普通である。いまティーチング・アシスタントのケースをみると、大学によって差はあるが、概して、授業料の免除とフル・タイムもしくはパート・タイムの俸給支給がなされている。どれだけの大学院生をティーチング・アシスタントに利用できるか、どれだけの助手を採用できるかは教授の基金獲得能力に依存することになる。こうした方式は勿論、現在の日本にはなじまない。

日本の国立大学の場合、もし別の方式でこのようなティーチング・アシスタント制を導入しようとするれば、少し考えただけでも色々な問題が累積している。各大学のティーチング・アシスタントは、学生何人当りに1人配属するようにするか、フル・タイムとパート・タイムの基準を週何時間とし、その俸給額をどの程度にするか、その資金はどこから支出するようにするか、もしこの制度を国立大学に導入した場合、公・私立大学にはどのような財政的負担を強いることになるのか、考えるときりがない。

いうまでもなく、将来能力ある研究者として研究に打ち込まねばならない大学院生が、塾の講師や受験生の家庭教師として、あるいはまた、留学生の場合、企業や外国語学院の講師や一般的なアルバイト的雇用者として、研究以外のことに精を出さねばならない状態などは、望ましい状態ではない。また、それと同時に、こうしたアルバイトに精を出せる可能性のある大学院の教育課程そのものにも問題があると言わねばならない。かりに、ぎりぎりの俸給しか与えられないとはいえ、もし、留学生を含む大学院生の諸君が後進の学生諸君へのティーチング・アシスタント、あるいは、スーパーバイザーとして生活できるのであれば、教えることは最大の学習の一つであることを考えると、それは大学院生の諸君にとっても大変なプラスになるであろう。

日本の大学と大学院をひとり留学生諸君にとってのみでなく、日本人を含むすべての学生にとってより有意義にしようとする、アメリカ型のそれは重要な参考にはなる。しかし、上述のような工夫をして、独自の日本型を新しく創造しようとする、どうしてもそのための費用はかなり増加することになるであろう。わが国の「大学設置基準」によると、もともと、普通の講義は学生数をおおむね50人とし、人文・社会及び保健体育の授業科目については大学の事情によりそれ以上とすることができるが、特別の場合を除き、200人をこえないものとする(第29条) ことになっている。ところが、わが国の現実の大学教育は、教員が足りない、学生数が多すぎるという「特別の場合」(?)を濫用して200人はおろか、300人や400人にのぼる大教室での講義が数多くみられ、しかも、その多くは講義のみで終って、その理解力を改善するための特別の教育的機会を保障しているとはいえない。わが国の教育は残念ながら、こうして考えると、成果を問わない費用極少主義的な効率主義になっている。もし、ここでとりあげた留学生教育の直面している問題を考えると、かりに効率を考えると成果の極大化を目標とした効率主義への転換を図ることが必要となっている。留学生の受け入れ数をふやすことも国際化の一つではあるが、いまこそ何よりもその教育のための施設と教育内容と教員の量と質との改善を図らねばならない。

日本の大学が世界とともに生き、世界にとって不可欠の存在となるためには、いうまでもなく、ここでとりあげた教育、とくに留学生教育の改善だけでは不十分である。大学は何よりも、各分野の研究開発の拠点でなければならず、日本の大学が世界の学術研究の中でその期待に応えようとすれば、配慮すべきことは実に多い。これについては、しかし、別の機会にまたなければならない。

事業報告

諸会議議事要録

日時 昭和63年7月26日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林, 福士, 菅野, 久佐, 井出, 内海, 本陣,

潮木, 佐野(代理: 稲富副学長), 出口, 金築,

片山, 浅田, 迎, 保田, 早川各委員

松井, 金子, 猪岡各委員

(大学入試センター) 田保橋副所長

(文部省) 伊勢呂大学入試室長

第2常置委員会

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、佐野委員の代理として出席された稲富滋賀医科大学副学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 昭和64年度国立大学入学者選抜における留意事項について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

各大学が学生募集要項を作成する際の参考に資するため例年本委員会において「入学者選抜における留意事項」を作成しているが、今回もこの64年度版を作成のうえ各大学に送付することにしたい。については配付のとおり「昭和64年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)を準備したので、これについてご審議いただきたい。

ついで、松井委員より配付資料について詳細にわたり説明があったのち、審議が行われた。

その結果、原案について若干字句の修正を行ったほか、「入学手続」の項目については、「実施細目」及び6月総会における了解事項を踏まえて委員長が入試改善特別委員長と協議の上修正することとし、了承された。

2. 中国引揚者等子女特別選抜措置に関するその後の経過について

このことについて、委員長より次のように経過報告があった。

去る6月総会における委員会報告で、各大学に中国引揚者等子女の特別選抜の実施方をお願いするとともに、大学受験資格基準に満たない者に対して昭和64年度から資格を取得し得るような措置が講じられる見通しがついた旨ご報告した。

その後、文部省では、全国教育長協議会に対して、厚生省の「自立研修センター」における教育に当たる非常勤講師の派遣等の協力方を要請した由説明を受けている。

なお、中国帰国子女特別選抜については、今年度国立大学では初めて新潟大学法学部で実施されたが、来年度は新潟大学が法学部に加えて人文学部及び工学部、また東京都立大学でも実施を予定していると同っているが、このほかにも幾つかの国・公立大学が前向きに検討されているということである。

3. 昭和63年度共通第1次学力試験の総得点等に関する資料の提供について

このことについて、委員長より次のように報告があり、了承された。

大学入試センターでは、従来、共通第1次学力試験成績に関し、5教科5科目のすべてを受験した者について、①総得点による得点別受験者数分布、②総得点と教科・科目別の平均点、標準偏差等、を各大学の入学者選抜方法等の改善のための研究資料として、各大学からの請求にもとづき提供しているが、このほど同センターから昭和63年度共通第1次学力試験成績の資料提供に関し、前述の①、②と、本委員会からの希望に応じて、新たに③科目別の得点による得点別受験者数分布、を加えた各資料の提供に応じられる態勢ができていく旨連絡があったので、この旨を去る7月12日付委員長名をもって各大学長宛ご連絡したことをご報告申し上げます。

4. 昭和64年度第2次試験実施日程の特例措置について

このことについて、委員長より次のように述べられ、了承された。

64年度における第2次試験の試験開始日に関連して、過般、喜多東京農工大学長より、電気通信大学（B日程）および東京農工大学（B日程）

の両大学は、受験生の収容力の問題から、従来両大学と試験日程の異なる東京学芸大学（A日程）を試験場に借用しており、64年度も両大学とも引続いて東京学芸大学を借用したいが、それにはそれぞれの借用期日を変える必要があるため、試験開始日について、電気通信大学を3月4日、東京農工大学を3月6日とすることを認めてほしい旨要望があった。

第2次試験の開始期日については、本委員会として先に、「他大学の試験実施に影響を及ぼさないよう配慮することを条件に認める」方針をとっており、従来の例に倣ってお申出を了承することにしたい。

5. 「新テスト」のための「準備協議会」の審議状況について

このことについて、文部省伊勢呂大学入試室長より次のような説明があった。

昨7月25日に準備協議会が開催され、そこで、「新テスト」の実施体制について①大局の見地から国・公・私立大学間で意見の集約調整等を行う協議組織を設置する必要があること、②その協議組織は、国立大学、公立大学、私立大学関係者および大学入試センター所長をもって構成し、当面国立大学関係者から6人、公立大学関係者から2人、私立大学関係者から3人、および大学入試センター所長の計12人をもって構成する、等が了承された。これにより今後、協議組織が発足することになった。

6. 昭和65年度入学者選抜について

このことについて、委員長より次のように経過報告があった。

去る6月総会において、「新テスト」および「昭和65年度第2次試験の実施日程」について、

入試改善特別委員会の検討結果の報告等をもとに協議が行われた結果、「新テスト」については、[いわゆる「新テスト」が共通第1次学力試験の改善の延長上にあるものと理解し、「新テスト」とそれぞれの大学独自の理念や創意にもとづく第2次試験との適切な組合せによって、各国立大学の入学者選抜が行われることを望むものである]との結論となり、また、「昭和65年度第2次試験の実施日程」については、昭和64年度に引続く連続・分離分割併存制の下に試験日程を64年度より若干ゆとりをもたせられるよう実現を図ることが決まった。

なお、入試改善特別委員会では、「新テスト」に関し、「複数受験制」確保の見地からその具

体的な利活用のあり方等についての検討を始めることとした。

以上のような報告があったのち、入試改善の理念確立の必要性並びに国立大学における「新テスト」の利活用の問題等について意見交換が行われた。

このほか、田保橋大学入試センター副所長から、配付の昭和64年度共通第1次学力試験関係諸資料、大学進学案内資料等について説明があった。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委員長より、来る7月末日任期満了をもって学長（千葉大学）を退任される井出委員に対し謝辞が述べられ、閉会した。

(第64回) 入試改善特別委員会

日時 昭和63年7月8日(金) 10:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長、井出副委員長

伴、藤井、山田、天野、田中、川井、丸井、永田、松井、元木、細川、高橋(克)、高橋(良)各委員
(大学入試センター) 有江所長、田保橋副所長
(文部省) 伊勢呂大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの有江所長、田保橋副所長及び文部省の伊勢呂大学入試室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. いわゆる「新テスト」に関する検討結果の報告について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「去る5月10日開催の本委員会できりまとめた『大学入試改革について(大学入試改革協議会報告)に対する見解』(第3次案)及びその添

付資料『「新テスト」についての要望事項』(案)は、その後5月20日に開催された入試問題連絡会において報告を求められ、これを提示説明した。その際、森座長から、これはもともと会長から検討を依頼したものであるので、これを会長あての『検討結果の報告』としてほしい旨の要請があり、国大協としてのいわゆる『新テスト』に関する対外的見解としては、この報告を参考に、会長の手元で別途簡潔なものにとりまとめることにしたいとの提案があった。

この会長提案について協議した結果、了承されたので、その際修正意見のあった2箇所の文言修正と、標題の『見解』を『検討結果の報告』とすることについて書面をもって本委員会各委

員のご了解を求め、ご了承を得た。

その後、6月1日開催の理事会の前に、委員長個人の責任と判断の下に、『新テスト』についての要望事項』の利活用のあり方に関する部分について一部修正することとし、5月30日に各委員にご連絡し、ご了承願った。

この『検討結果の報告』は、6月13日開催の総会において、1箇所文言修正を行った上、了承された。本日配付のものは総会で了承を得た最終のものである。

以上がいわゆる『新テスト』に関する検討結果のとりまとめについて総会で了承を得るまでの経緯であるが、一部の修正等について十分お諮りする時間的余裕がなかったため、略式の措置によったことについてご了承いただき、ご追認願いたい。

これについて、異議なく追認された。

2. いわゆる「新テスト」についての要望事項について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「ただ今ご報告したとおり、いわゆる『新テスト』に関する『検討結果の報告』及び添付の『要望事項』については総会で了承され、これで会長からのいわゆる『新テスト』に関する検討依頼に対しては一応任務を果たしたものと考えている。しかし、この『要望事項』を今後どう取扱うか、また、いわゆる『新テスト』の具体的な利活用のあり方等について本委員会としてさらに検討を継続するかどうか、という問題は残っているので、これらについてご意見を伺いたい。」

これについて、主として次のような意見の交

換があった。

○ 国大協が文部省の依頼を受けて「大学入試改革協議会報告」について検討を行い、その「検討結果の報告」が「要望事項」も含めて総会で了承されたのであるから、国大協として文部省にこれを提出または要望するのは当然の筋道であろう。

○ 設置が予定されている「大学入試協議会」（仮称）及び大学入試センターにおいて、いわゆる「新テスト」についての具体的検討が行われるであろうが、国大協としても国立大学における「新テスト」についての具体的な利活用のあり方について独自に検討を行う必要があるであろう。

○ 国立大学におけるいわゆる「新テスト」の利活用については、複数受験制を継続していく上からも科目指定等について国大協内で必要最少限の申し合わせ、ないしはガイドライン的な何等かの共通の理解を持つべきではないか。それを本委員会で早急にとりまとめることを検討してはどうか。

○ 国大協がガイドラインなどの枠を設けることについては、問題があるとする意見もある。

○ 具体的な利活用については最終的には各大学の判断によるべきものであるが、国大協全体としての、または本委員会としての考え方を知りたいという大学もあるのではないか。

以上のような意見交換と協議の結果、①「大学入試改革について(大学入試改革協議会報告)に関する検討結果の報告」(「要望事項」を含む。)を会長名をもって文部省に提出の上、要望事項についても善処方を求めるよう会長と協議し、②国立大学におけるいわゆる「新テスト」の具体的な利活用のあり方については、本委員

会としてさらに検討の上、その見解をまとめる、こととした。

3. 昭和65年度第2次試験の実施日程について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「去る6月の総会において、昭和65年度第2次試験について協議が行われ、森会長から昭和65年度第2次試験の基本方針として

- ① 昭和64年度に引続いて「連続方式・分離分割方式併存制」を継続する
- ② 試験日程については昭和64年度の試験日程より若干ゆとりをもたせられるようにする
- ③ 試験実施期日については各大学にある程度選択の幅をもたせることが諮られ、了承された。

については、この基本方針に基づいて昭和65年度第2次試験の具体的な検討をすすめていくこととしたい。」

以上のように述べられたのち、討議資料に基づいて、昭和65年度第2次試験の分離分割方式における前期、後期の試験期間並びに各大学の試験実施期日の弾力的取扱いの可能性の限度等

について協議が行われ、今後も引続き検討を行うこととした。

なお、定員一部留保第2次募集について、昭和64年度の試験日程では入試業務が4月に入りこみ、種々の不都合が生ずるので配慮してほしいとの要望があるので、これについて適当な方法がないか検討することとした。

4. 第2常置委員会との関連事項について

昭和64年度入学者選抜の実施上の留意事項、並びに公立大学協会との協議、確認事項等について丸井、松井両委員から説明があった。

5. 委員の交代について

委員長から、来る7月末をもって学長任期満了に伴い本委員会委員を退任される井出副委員長に対し謝辞が述べられた後、その後任委員について諮られ、協議の結果、後任委員としては井出副委員長の属する関東甲信越地区から前川群馬大学長にお願いすることとし、次回理事会で追認を求めることとした。又、現在、国大協内の委員会で副委員長を置いている委員会は本委員会のみであること等から、さし当り副委員長の補充は行わないこととした。

日 時 昭和63年8月1日(月) 11:00~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長

伴、藤井、前川、天野、田中、川井、丸井、永田、松井、元木、新野、細川、高橋(克)、高橋(良)各委員

(大学入試センター) 有江所長、田保橋副所長

(文部省) 国友大学入試室調査指導係長

(第65回) 入試改善特別委員会

熊谷委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、新たに委員に就任した前川群馬大学長並びにオブザーバーとし

て出席の大学入試センターの有江所長、田保橋副所長及び文部省の国友大学入試室調査指導係長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 報告事項

(1) いわゆる「新テスト」に関する検討結果の報告のその後の取扱いについて

このことについて、委員長から次のような報告があった。

「前回の委員会における審議結果に従い、会長と協議し、会長の手元で作製された別紙写のようないわゆる「新テスト」についての総会としての総括、及び本委員会から会長に報告し、総会において了承された『大学入試改革について（大学入試改革協議会報告）に関する検討結果』（「要望事項」を含む。）が7月15日付で会長名で文部省高等教育局長あて提出された。」

(2) 準備協議会の審議状況について

このことについて、初めに、委員長から次のような報告があった。

「去る7月25日、いわゆる『新テスト』のための準備協議会（第2回）が開催された。この協議会には森会長、熊谷副会長、西島京都大学長が国大協側の構成員となっており、『新テスト』の実施体制、大学入試センターの組織・運営体制等について協議が行われた。その結果、いわゆる『新テスト』の実施体制について①新しいテストの実施に関し、大局的見地から国・公・私立大学間で意見の集約・調整等を行う協議組織を設置する必要があること、②その協議組織は、国立大学、公立大学、私立大学それぞれの関係者及び大学入試センター所長をもって構成し、当面、国立大学から6人、公立大学から2人、私立大学から3人、それに大学入試センター所長を加えた計12人をもって構成すること、③協議組織の事務局は、大学入試センター

に置くこと、が承認された。なお、協議組織の名称はその組織で決めることとなった」。

ついで、大学入試センターの田保橋副所長から、改組された同センターの評議員会、運営委員会、評価委員会、専門委員会等の組織構成、役割等について報告があった。

以上の報告があったのち、新しい協議組織について、その性格及び大学入試センターとの関係等について質疑応答及び意見交換が行われた。

2. 昭和65年度入試における定員一部留保第2次募集の試験日程について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「前回の委員会において、昭和65年度入試における定員一部留保第2次募集の試験日程を検討することとしたので、出願受付、試験実施、合格発表等の期日について、併存制の入試日程に支障を来たさない範囲内で従前より繰り上げる原案を作成したので、ご検討願いたい。」

以上のように述べられたのち、委員長から同原案について説明があり、協議の結果、一つの参考案として提示することとし、今後さらに第2常置委員会でもご審議願うこととした。

3. 国立大学における大学入試センター試験の利活用について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「前回の委員会において、昭和65年度から実施される大学入試センター試験（仮称“新テスト”の正式名称）を国立大学が利活用するにつ

いては、複数受験制を継続していく上からみて、その具体的な利活用のあり方について国大協として必要最少限の何等かの『申し合わせ』的なものが必要となる可能性があるので、本委員会として最低限必要と考えられる事項をとりまとめて各大学に提示することにはどうかということになった。配付資料は、本日ご審議いただくためのたたき台として準備したものであり、これをもとにご検討いただいたうえ、『申し合わせ』案をとりまとめることにしたい。」

以上のように述べられたのち、松井委員から

原案について説明があり、ついで同原案をもとに審議が行われた。

その結果、国立大学における大学入試センター試験の利活用については、「複数受験制」の下では、国立大学間で少なくとも何等かの共通の理解を持つ必要があるが、これを「ガイドライン」ないしは「申し合わせ」の扱いとすることについては問題があるので、これを本委員会の見解として各大学が具体的な利活用を検討される際の参考に供するのが適当ではないかということになり、原案に一部修正を加え、上述のような趣旨を前文に付して、これを各大学長あてに送付することとした。

医学教育に関する特別委員会

日時 昭和63年9月26日(月) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 前川委員長
加納, 川井, 津田, 中井, 早野, 佐野, 井形各委員
(文部省) 小林医学教育課長, 金森医学教育課課長補佐

前川委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長就任の挨拶があり、ついで、オブザーバーとして出席の文部省小林医学教育課長及び金森同課課長補佐の紹介があった。

〔議事〕

1. 医学教育をめぐる最近の動向について

小林医学教育課長が医学教育に関連する審議会等の最近の動向につき資料に基づき発言した。その内容は、(1)大学改革について；大学審議会では医学に限定せず、大学院全般につき、まず検討が行われた。現在学部教育、特に一般教育を主として討議している。(2)臨床研修について；厚生省医療関係者審議会臨床研修部会に

設けられた小委員会が卒後臨床研修制度の改善について報告を行った。更に臨床研修改善専門委員会が発足した。日本医師会が生涯教育の一環として卒後臨床研修を主として取り扱う臨床研修懇談会をスタートさせ、先日第1回の会合があった。(3)生涯教育について；日本医師会生涯教育推進会議が検討を行っている。(4)医療関係技術者等の養成について；厚生省医療関係者審議会理学療法士作業療法士部会が、これらの養成数を昭和64年度を目途に100名程度増加する必要性を指摘した。同保健婦助産婦看護婦部会では、看護婦等学校養成所教育課程改善に関し検討中である。(5)大学病院における診療のあり方について；厚生省の国民医療総合対策本部中間報告で大学病院の診療につき問題提起があ

った。これへの対応として、大学病院問題懇談会・同懇談会プロジェクトチームが発足した。(6)その他；東京医科歯科大学医学部に医療技術学科の設置を予定している。医学部には原則として医学科だけを置くとなっているが、入学定員減への対応策の一つでもある。この学科の設置は医療技術関係の教員、研究者の養成が主目的である。

以上の発言について今後における本委員会のあり方の問題を含め、大要次のような意見交換があった。

- 文部省や厚生省とは別に医学教育庁といった機構を作り、医師の学部教育、卒後教育、生涯教育などを管轄すべきということを提案したことがある。英国にはGMCがあるし、米国では医師会がこれらを管轄して円滑に運営されているのを見習うべきである。
- 国立大学協会にある委員会であるから、医学部長会議や病院長会議で出来ないことを取り上げる必要がある。その一つに卒後臨床研修がある。これについては何をすべきか既に明らかにされているが、それが出来ない。出来ない理由の一つは附属病院の体制に問題があることである。これを改めるのが医学部長や病院長では困難であるから、こちらから手伝う必要がある。
- 医師の卒前教育は文部省、卒後臨床研修は厚生省、生涯教育は医師会が主管するという考え方が一般に流布されているが、これは誤解であると言わざるを得ない。医師法で定められている2年間の初期臨床研修を受ける者は新医師の約90%で、うち80%は大学病院で研修する。しかも、これで卒後臨床研修を終了することなく、大多数は専攻する診療科の認定医資格をとるため、更に数年間は引き続き

大学病院及びその関連病院において研修するのが実情である。生涯教育にしても、医師会員は受ける側であり、生涯学習者である。これらに対し生涯教育を授けるのは主として大学病院に所属する医師である。従って大学は医師の育成のすべての時期に深く関わっていると言える。防衛医科大学を除き、全国に医学部は79大学にあるが、うち42大学は国立である。このことは生涯に亘る医学教育の多くの部分を国立大学が担うことを意味し、卒後臨床研修にも大きな関心を持つべきことを示唆する。

- 医学部長会議で取り上げたことと重複しないようにする。
- 医学進学課程には多くの問題点があるもので、それを今後の課題として取り上げる。
- 医学進学課程の問題点は各大学で教養部と医学部が話し合って解決できることが多い。しかし話し合いは困難な状況がある。
- 大学院医学研究科にも多くの問題点がある。
- 他学部では学科や講座の改組、改変が行われているが、医学部ではその必要が無いのか？

2. 討議すべき課題について

本会議に先立って、今後本委員会で討議すべき課題につきアンケート調査が全委員に対して行われた。その結果では、卒後臨床研修を先ず取り上げることが多くの委員より回答された。他に大学院などの意見もあったが、本日の討議を踏まえ、今後、卒後臨床研修を取り上げることとなった。

即ち、医学部を卒業してから一人立ちの医師として専攻分野で活動できるまでの期間におけ

る研修を卒後臨床研修と定義した場合、これに関連して国立大学医学部附属病院には次に掲げる如き課題がある。その各々につき現状を明らかにするとともに問題点を指摘し、解決策を講ずる必要がある。

1. 学部臨床教育と卒後臨床研修の関係。
2. 大学病院における初期臨床研修の在り方——カリキュラム、指導体制、研修評価など。
3. 大学病院における後期臨床研修の在り方。
4. 大学病院の研修医受入れ体制。
5. 学会認定医制度と大学病院における卒後臨床研修。
6. 臨床系大学院と卒後臨床研修。
7. 生涯教育における大学の役割。

なお、卒後臨床研修を取り上げるにしても、医学部長会議や病院長会議ではなく、国大協の委員会であることを逸脱しないようにすること

が指摘された。

3. その他

- (1) 本委員会は、歯学や医療技術学の領域における諸課題も審議の対象とすることが了承された。また、医学教育における卒後臨床研修の討議中でも、緊急を要する課題には然るべく対応することも了承された。
- (2) 欠員を補充することになり、委員に吉田亮千葉大学長、松浦啓一佐賀医科大学長が推薦され、了承された。
- (3) 従来の専門委員5名中、基礎医学担当3名は一時休んでいただき、堀原一筑波大学教授、中川米造滋賀医科大学教授は留任、高久史磨東京大学医学部長、高見沢裕吉千葉大学医学部附属病院長、柿本泰男愛媛大学教授を専門委員に委嘱することが了承された。
- (4) 次回は11月28日午後開催予定

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和63年9月16日(金) 10:30~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 久佐委員長

林、竹内、畑中、上原、新野、遠藤各委員

浅野、堀、坂井、伊理、拓植、緒方、重岡各専門委員

(文部省) 遠藤高等教育局企画官

久佐委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、本委員会に初め出席された次の委員の紹介があった。

委員 林 北見工業大学長

畑中 東京大学教授

上原 静岡大学長

遠藤 宮崎大学長

専門委員 堀 山形大学教授

ついで、本日出席の遠藤文部省高等教育局企

画官(大学審議会室長)の紹介があった。

〔議事〕

初めに、委員長から次のように述べられた。

本委員会は、前回開催後しばらく開いていなかったが、この間「報告書(案)」の原案作成については、専門委員会(7回)において検討作業が進められ、このほど基本的な事項とその内容の素案がまとまったので、各委員に前もってお配りし、本日の委員会でご審議いただくこと

にした。ただその前に、大学審議会において、一般教育を含む学部教育が審議課題となったときいたので、同審議会を担当されている遠藤高等教育局企画官から、その審議状況についてお話しを伺いたいと思う。

1. 大学審議会の審議状況について

ついで、遠藤企画官から概ね次のように説明があった。

大学審議会は、昨年10月に発足し、初めに大学院の問題を中心に検討が行われ、今年3月に大学院部会が設けられた。

同部会ではまず制度の問題が取り上げられ、審議の結果、7月11日に「大学院制度の弾力化等について」を大学審議会総会に中間報告した。

その審議と並行して、学部の問題も本年3月頃から一般教育を中心とした中身について議論が行われ、具体的な問題は、大学教育部会を設け、学部教育全般に亘り検討を加えることになった。

この部会は9月20日発足を予定しているが、部会では、次の3項目の基本的な考え方に立って検討が行われることになっている。

- (1) 一般教育等が形骸化しているとの批判があるので、何等かの改善が必要である。
- (2) 大学がその責任において、教育課程、教育組織の柔軟かつ多様な設計ができるように諸制度の改革を図る必要がある。
- (3) 学生の学習効果、学習意欲を向上させるための種々の方途を講じる必要がある。

具体的には、①一般教育の改善では、大学教育全体の中における一般教育、外国語教育、保健体育教育のあり方、一般教育と専門教育の担当教員区分の見直し、②柔軟かつ多様な教育課

程、教員組織の設計では、一般教育や専門教育を多様に設計し得るよう大学設置基準の見直し、③学生の学習充実に対しては、教員の積極的な教育指導力の向上、各大学におけるカリキュラム編成の開発、促進等の方策、④その他に生涯学習教育の場としての大学、並びに大学の国際化、情報化への対応という視点からの大学設置基準の見直しが審議される。

なお、設置基準に関しては、設置認可における運用面での弾力化ということも検討されるので、これに関連して、大学評価の問題も課題の一つになろう。

以上の説明に関して、一般教育と専門教育の学生の受け止め方、学生と教育する立場にある者との専門観の違い、学習意欲における専門教育側の問題、設置基準の緩和、大学の管理運営等の問題について、意見交換が行われた。

2. 「報告書(案)」のまとめについて

先ず、委員長より次のように述べられた。

これから「報告書(案)」についてご審議いただくが、専門委員会でこの原案をまとめるに当たっては、過去数回にわたる本委員会の論議を考慮に入れたことを申し上げたい。

なお、初めに申したとおり、前もって原案をお送りしたものの、予想より大分遅れたため、ご検討いただく期間が短くなったことをお詫びする。また、目次のおわりにある「むすび」については、まだ原案ができていないのでご了承願いたい。

以上の説明ののち、概ね次のような意見が述べられた。

○ ここまで報告書案をまとめられた専門委員

会に対して敬意を表するが、第6章第3節の大学の自己評価は第1常置委員会の報告にも関わりこの報告書にはなじまないのので、この報告から割愛して、別扱いを検討する方がよいと思う。

- 第1章第3節の「大学の在り方の検討小委員会報告」に関する見解についても、同じ国大協内の第1常置委員会に係る問題であるから、事前に合同会議などによる意見調整が必要ではないか。少なくとも表現は工夫した方がよいと考える。
- 引用が多いが、引用部分を明確にするよう表現を工夫してほしい。
- 引用が多いのは、過去の本委員会又はその前身の委員会から出された貴重な提言を含む報告書があまり読まれていないようなので、それらを読んで貰うことが必要と考えたからである。
- 現行の枠内で行われている教養に関する改革の具体例を調べて、これを報告書の中に盛り込めば、各大学の検討の参考にもなり、又刺激にもなると思う。
- 具体例を今から調べてこの報告書に入れるのが困難であれば、別に資料として作成することも考えられる。
- 歴史的な一般教育の理念はよく整理されているが、一般教育を非専門分野の教育と決め

ているように読みとれる部分があるのには抵抗を感じる。

- 一般教育を一概に非専門教育ときめつけているわけではなく、表現上は「非専門的視点に立つ教育」としたが、なお、適切な表現を考える必要があろう。
- 「専門」、「非専門」ではなく、「主専攻」、「副専攻」、「非専攻」の区分で整理した方が論議が進むのではないか。
- 一般教育あるいは教養部の問題は、理念のあり方よりも、施設、設備、教員数において学部に比して劣勢などところにあるのではないか。これが一般教育充実にとって障害になっている。これを強調する必要がある。
- 一般教育の責任体制の確立、一般教育担当の責任集団のあり方について触れる必要があると思う。

概ね以上のような意見が述べられたのち、委員長から「報告書(案)」については、できれば10月中旬に成案を得、11月の国大協総会に提出したい。ご指摘の問題点については、本日午後の専門委員会で整理し、ご意見を踏まえて慎重に協議するが、本報告の作成並びに発表時期についてはお任せ願いたい旨が述べられ、了承された。

以上をもって、本日の議事を終了した。

諸 会 合

昭和63年7月～9月

- | | | |
|---------|-------|--------------------|
| 7月1日(金) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 8日(金) | 10:30 | 入試改善特別委員会 |
| | 13:00 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 9日(土) | 10:00 | 第5常置委員会小委員会 |
| 26日(火) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 31日(日) | 13:00 | 入試改善特別委員会打合せ |
| 8月1日(月) | 11:00 | 入試改善特別委員会 |
| | 15:30 | 国公立大学入試問題連絡協議委員会 |
| 9月7日(水) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 16日(金) | 10:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会専門委員会 |
| 17日(土) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 26日(月) | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会 |

要 望 書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

昭和63年10月12日
国立大学協会会長
森 亘

人事院による国家公務員の給与勧告については、労働基本権制約の代償措置として、また国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与しているのは周知の事実であります。

この2年間は、関係者の努力により、勧告どおり給与の改定が行われ、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や、労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響がもたらされており、今年度の勧告の完全実施に対する期待には更に大きなものがあります。

もとより、当国立大学協会は、国の財政が極めて厳しい状況におかれていることも十分に承知しているところであり、各大学においては、過去数次にわたる定員削減及び行政経費の節減・抑制についても不断の努力を重ねております。

現在、国立大学においては、21世紀を目指す教育改革の一環として、高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が重要課題とされており、またこれが国民的期待でもあると考えます。これらの課題への積極的な取り組みを期待するためにも、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要であり、このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、本年度においても昨年と同様に人事院勧告が、完全に実施されることを強く要望する次第であります。

(要望書提出先；文部大臣)
大蔵大臣
総務庁長官)

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
茨 城 大 学	黒木剛司郎	浜田 哲夫
長 崎 大 学	保田 正人	土山 秀夫

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 4 常 置 委 員 長	黒木剛司郎 (茨城大学長)	野村 稔 (東京水産大学長)

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
医学教育に関する 特 別 委 員 会	井出源四郎 (千葉大学長)	吉田 亮 (千葉大学長)
〃	古川 哲二 (佐賀医科大学長)	松浦 啓一 (佐賀医科大学長)

○ 専門委員の解任

(委員会)	
医学教育に関する 特 別 委 員 会	小椋 秀亮 (東京医科歯科大学教授)
〃	大西 義久 (新潟大学医学部教授)
〃	尾島 昭次 (岐阜大学医学部教授)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	
医学教育に関する 特 別 委 員 会	高見澤裕吉 (千葉大学医学部教授)
〃	高久 史磨 (東京大学医学部教授)
〃	柿本 泰男 (愛媛大学医学部教授)

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度 研究・教育体制)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (学生の厚生補導)
 - 第4 " (教職員の待遇改善)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政・学費)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * 秋も次第に深まり、北国では早くも雪の便りがきかれる頃となりました。恒例の総会も間近かに迫り、事務局では目下その準備に追われております。
- * 本号の巻頭エッセーには新野神戸大学長の“留学生問題と日本の大学”を掲載することができました。こちらの事情で忽卒の間にご無理をお願いしたにも拘らず、玉稿をお寄せくださった先生のご厚意に対し心から感謝申し上げます。
- * 向寒の砌、各位の一層のご自愛をお願い申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

	昭和63年11月14日	印刷	(非売品)
	昭和63年11月16日	発行	
会	報	第122号	
		(第38巻第4号 通巻第122号)	
編集兼 発行者	平	間	巖
発行所	国立大学協会事務局		
	郵便番号 113 (東京大学構内)		
	東京都文京区本郷7丁目3番1号		
	電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)		
	03 (813) 0647		

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社